

## 令和3年度いわて起業家育成資金貸付要綱

### 第1 目的

この制度は、県内において、新たに事業を開始しようとする者に対し必要な資金の貸付けを行うことにより、創業の機会を拡大し、経済環境の変化に的確に対応できる創意と活力ある企業を育成することを目的とする。

### 第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

### 第3 貸付の種類

この制度による資金の貸付の種類は次のとおりとする。

- 1 育成資金
- 2 創業資金

### 第4 育成資金

#### 1 貸付対象者

県内で新たに事業（岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。）を開始しようとする者（創業して5年未満の者を含む。）であって、次の各号の要件に該当する者とする。

##### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 法律に基づく資格を有する者で、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者
- イ 新たに開始しようとする事業について知識及び経験を有する者で、その知識等を活かし独立し新たに事業を開始しようとする者で、次のいずれかに該当する者であること。
  - (ア) 同一企業に継続して3年以上勤務し（創業する目的で1年以内に退職した者を含む。）、新たに開始しようとする事業（密接に関連する事業を含む。）の経験を3年以上有する者
  - (イ) 新たに開業しようとする業種と同一業種（密接に関連する業務を含む。）の経験を通算して5年以上有する者
- ウ 商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）が開催する「創業塾」又は「創業スクール」の修了生であって、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けた者（修了後3年以内に限る。）

##### (2) 次のいずれにも該当すること

- ア 当該事業の用に供する工場、店舗等が完備していること、又は工場、店舗等の建築等が具体的に進行中であるなど、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- イ 会社法人組織を前提とする企業においては、会社設立登記を完了していること。
- ウ 許認可等を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること。

#### 2 貸付の条件

##### (1) 資金の用途

新たに事業を開始するために必要な事業資金（設備資金、運転資金）

##### (2) 貸付限度額

設備資金 1企業につき4,000万円以内とする。

運転資金 1企業につき2,000万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1企業につき4,000万円以内とする。

##### (3) 貸付期間

設備資金 15年以内とする。（危機関連保証を利用した場合は10年以内とする。）ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.1%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.3%以内

貸付期間 10年超15年以内 年2.5%以内

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ロ) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(ア)及び(イ)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年 0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書（様式第1号）及び創業計画書（様式第2号）を添えて、原則として、公益財団法人いわて産業振興センター（以下、「振興センター」という。）又は商工会議所等に提出するものとする。

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書（様式第3号）を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を申込者、振興センター及び商工会議所等に通知するものとする。

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第5 創業資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業（岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。）を開始しようとする者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業者又は新規中小企業者）であって、次

の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
  - イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
  - ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
  - エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (2) 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得していること又は取得することが確実に見込まれる者
- (3) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有している者

2 貸付の条件

(1) 資金の用途

新たに事業を開始するために必要な事業資金（設備資金、運転資金）とする。  
なお、新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

(2) 貸付限度額

- ア 1企業につき、2,000万円以内とする。
- イ 上記イに該当する者のうち、別に定める情報技術関連創業者又は環境関連創業者と認められる者については、3,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。  
運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.1%以内  
貸付期間 3年超10年以内 年2.3%以内

ただし、信用保証において、創業関連保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年0.1%を減じた率とする。

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。  
担保は、不要とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア 2,000万円以内の借入金額分については、創業関連保証を適用し、年0.7%とする。

イ 2,000万円を超える借入金額分については、無担保保険を適用し、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、ア及びイに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書（様式第1号）に次の資料を添えて、原則として、振興センター又は商工会議所等に提出するものとする。

ア 第5の1(1)ア又はイに該当する場合は、創業計画書（様式第2号）

イ 事業に必要な許認可証の他、必要により所得証明書、住民票及び不動産所有状況を証するもの等

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書（様式第3号）を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 留意事項

次の事由に該当する場合は融資対象としないものとする。

(1) 創業者適格性等

ア 創業計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に、虚偽の内容を含む場合

イ 過去において開廃業を繰り返している場合

ウ 創業により開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合若しくは信用保証協会が支援するのにふさわしくない業種の場合

(2) 事業継続性

ア 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込みもない場合

イ 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第6 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第7 期中支援

1 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付けしたものは、この限りでない。

2 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日の期間（中小企業信用保険法第2条第6号に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。

3 取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

#### 第8 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

#### 別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合